

日進市建設工事等請負業者選定基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日進市契約審査委員会規程の定めるところにより、指名等の競争入札参加業者の選定について必要な事項を定めるものとする

(指名選定基準)

第2条 指名選定については、第3条の発注基準に基づき日進市建設工事請負業者格付要領による業者の中から選定しなければならない。

2 市内に本店（本社）又は支店及び営業所を有する業者は、1ランク上の等級のものと同等の発注基準で選定することができる。

3 工事等の業者選定は、指名業者の3分の1を越えない範囲において上位等級の者から選定することができる。

(発注基準)

第3条 格付した各等級別基準は、別表1のとおりとする。

(選定業者数)

第4条 選定業者数については、次の各号によるものとする。

(1) 設計金額1,000万円未満については、5社以上とする。

(2) 設計金額1,000万円以上で5,000万円未満については、7社以上とする。

(3) 設計金額5,000万円以上で10,000万円未満については、10社以上とする。

(4) 設計金額10,000万円以上で30,000万円未満については、12社以上とする。

(5) 設計金額30,000万円以上については、15社以上とする。

(選定基準の特例)

第5条 次の各号の一つに該当する工事は、当該等級の区分に係わらず業者を選定することができる。

(1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事

(2) 災害時における応急復旧工事

(3) 地方自治法施行令第167条の2による随意契約に係る工事

(4) その他、特別な理由があると認めた工事

(選定の留意事項)

第6条 指名選定について、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 特定建設業の許可の有無

(2) 該当工事に対する地理的条件

(3) 施行能力の現状把握

(4) 不誠実な行為の有無

(5) 技術者の技術的適正（資格者）

(6) 工事の受注状況

(7) 過年度工事の成績（検査結果等）

(指名停止等)

第7条 指名参加資格業者で、不誠実な行為をした業者があったときは、一定期間指名停止としその期間は日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領に基づき決定する。

(随意契約の業者選定)

第8条 随意契約による場合は、その理由(地方自治法施行令第167条の2第1項)を明らかにし、原則として競争入札参加資格者名簿の中から適切な業者を選定するものとする。

附 則

この要領は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

単位(万円)

等級	建 築	土 木	舗 装	造 園	その他 (物品等)
S	100,000 以上	—	—	—	—
A	100,000 未満～ 10,000 以上	10,000 以上	8,000 以上	2,000 以上	—
B	10,000 未満～ 3,000 以上	10,000 未満～ 3,000 以上	8,000 未満～ 3,000 以上	2,000 未満	—
C	3,000 未満	3,000 未満	3,000 未満	—	—

その他はC等級1,000未満を基準として運用している